

# 議第二百二十六号

## 岐阜県個人情報保護審査会条例について

岐阜県個人情報保護審査会条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

## 岐阜県個人情報保護審査会条例

### 目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	所掌事務及び組織（第三条―第七条）
第三章	審査請求についての調査審議の手続（第八条―第十条）
第四章	雑則（第十一条・第十二条）
附則	
第一章	総則

### （趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定に基づき、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県の機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- 二 諮問庁 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした県の機関（議会を除く。）及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 保有個人情報 法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第六十条第一項に規定する保有個

人情報をいう。

## 第二章 所掌事務及び組織

### (所掌事務)

第三条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人に意見を述べること。
- 三 岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第 号。以下「法施行条例」という。）第七条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

### (組織)

第四条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

### (委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (委員の職務)

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (会長)

第七条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## 第三章 審査請求についての調査審議の手続

### (審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の

内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項前段の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）をこれらの資料又は主張書面を提出した審査関係人（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四章 雑則

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に法施行条例附則第二項の規定による廃止前の岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号。以下「旧条例」という。）第二十八条第一項の規定により置かれた岐阜県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第二項の規定による任命を受けたもの

とみなす。この場合において、当該任命を受けたものとみなされる者の任期は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、令和六年九月三十日までとする。

(調査審議に関する経過措置)

3 施行日前に旧条例第二十四条第一項の規定による諮問がされた場合及び旧条例第二条第二号に規定する実施機関から意見を聴かれた場合の旧審査会の調査審議については、なお従前の例による。

(委員の守秘義務に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第二十八条第六項の規定による同条第一項に規定する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、法施行条例附則第二項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(罰則)

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前項の規定は、岐阜県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。  
(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者がこの条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

8 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)第二十八条第一項」を「岐阜県個人情報保護審査会条例(令和四年岐阜県条例第 号)第一条」に改める。

(岐阜県行政不服審査会条例の一部改正)

9 岐阜県行政不服審査会条例(平成二十八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第四条第一項(第六条第四項)」を「第五条第一項(第七条第四項)」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第四項中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 審査会の所掌事務は、行政不服審査法の規定により審査会の権限に属させられた事項

(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) 第二百五十三条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することを除く。)を処理することとする。

## 提 案 説 明

岐阜県個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。